

三木市記者発表資料 (令和3年10月26日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
市民生活部 生活環境課	課長 西本正仁 (内線 2380)	空き家対策係	0794-82-2000 (内線 2381)

タイトル	
三木市・みなと銀行・住宅金融支援機構 「空家等の利活用及び発生抑制に関する連携協定」を締結	
内 容	
<p>本市における空家等対策にかかる諸課題の解決に向け、株式会社みなと銀行及び独立行政法人住宅金融支援機構近畿支店との三者による「三木市における空家等の利活用及び発生抑制に関する連携協定」を締結します。</p>	
1 協定調印式	
(1) 日 時	11月4日(木) 午後3時～3時30分
(2) 場 所	三木市役所 5階中会議室1・2
(3) 協定締結先	株式会社みなと銀行 独立行政法人住宅金融支援機構近畿支店
(4) 出席予定者 (敬称略)	三木市 市長 仲田 一彦 市民生活部長 安福 昇治 株式会社みなと銀行 代表取締役社長 武市 寿一 執行役員 播丹地域本部長 梶本 隆介 住宅金融支援機構近畿支店 近畿支店長 中島 康成 近畿支店地域連携部門長 城地 哲哉
2 協 定 書	別紙協定書のとおり
セールスポイント	
<p>空家対策の一環として、空家等の所有者等に対して適正管理や利活用を促進しているところですが、空家等の改修や売買に当たっては、資金面が課題となり、金融支援を必要とされる方がおられます。</p> <p>このことから、三木市は地元金融機関のみなと銀行及び住宅ローンのノウハウを有する住宅金融支援機構と三者協定を締結し、空家等の管理・活用を検討されている方を金融面でサポートできる仕組みを構築いたします。</p> <p>本協定により、みなと銀行と住宅金融支援機構が連携して提供する金融商品の一部において、金利引き下げ等の優遇措置が適用されます。三者が相互に連携及び協力することで、空家等の利活用及び発生抑制に関する対策を推進し、安全・安心なまちづくり及び地域の活性化を図ってまいります。</p>	